

なかの



Vol. 252

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (7~9月行事予定表)



※下記の予定は、7月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	
7月	1日(月)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	3日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	4日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	5日(金)	11:00~12:00	広報委員会	中野法人会館
	9日(火)	13:30~16:00	パソコン会計セミナー(勘定奉行クラウド会計)	中野法人会館
	11日(木)	13:15~16:30	パソコン会計セミナー(弥生会計)	中野法人会館
	18日(木)	14:00~15:00	初心者向けスマートフォン・LINE講座	東京テクニカルカレッジ
	//	13:30集合	第1・2・3支部 日帰りバス研修会	銀座ケントス 他
8月	1日(木)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	2日(金)	18:00~19:00	青年部会役員会	中野法人会館
	6日(火)	16:00~17:00	中野税務懇談会	中野税務署会議室
	7日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	20日(火)	15:00~16:00	監査会	中野法人会館
	22日(木)	16:30~16:55	正副会長会	中野セントラルパークサウス会議室
	//	17:00~17:45	理事会	中野セントラルパークサウス会議室
	//	17:45~18:00	役員合同会議	中野セントラルパークサウス会議室
	//	18:00~18:15	経営者大型総合保障制度上期達成表彰式	中野セントラルパークサウス会議室
//	18:15~20:15	懇親会	未定	
9月	2日(月)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	4日(水)	15:00~16:00	女性部会 第3回研修会 役員懇談会	中野税務署会議室
	//	16:00~16:30	役員会	中野税務署会議室
	11日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	12日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	13日(金)	17:00~18:00	青年部会 第3回研修会	中野法人会館

7月号の目次

「第13回通常総会」特集

2024 VOL.252

無料法律相談・第13回通常総会(挨拶:横山会長) 2・3	都税だより…………… 9
第13回通常総会(祝辞:中村署長様)…………… 4	知っとくと得情報(税の豆知識・山岡税理士)… 10・11
(祝辞:白石所長様・高村部長様) …… 5	支部だより…………… 12
第13回通常総会(第2・3部) …… 6	税務署だより…………… 13
令和5年度表彰者一覧 …… 7	部会だより…………… 14・15
第13回通常総会(大抽選会) …… 8	会員事業者紹介 …… 16

● 表紙(写真説明)……………『中野区役所新庁舎』 東京天然色(株) 三好正市 様

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を…)

実施日時:7/1(月)、8/1(木)、9/2(月)、10/1(火) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当)三國・下島



本部だより

第13回通常総会



会長挨拶

横山 浩之

6月6日、リーガロイヤルホテル東京において、正会員79名(委任状755名)で開催されました。議案は全員異議なくすべて承認可決されました。

皆様こんにちは。
本日は、お忙しい中、公益社団法人中野法人会第13回通常総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、日頃から、法人会活動に、ご理解・ご協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

また、大変ご多用の中、中野税務署より中村署長様をはじめ、幹部の皆様にご臨席賜りまして、誠にありがとうございます。

中野区は現在、大規模な再開発プロジェクトが進行中で、街の姿が大きく変わりつつあります。

これらのプロジェクトにより、中野区は住宅、商業、オフィスの各分野で大きな変化を遂げ、多様な人々が集う活気ある街へと進化していくことが見込まれております。

そんな中で、中野法人会も経済団体の一員として、中野の地域経済の健全な発展、また現在の中野区産業の振興に微力ではございますが、貢献して参りたいと思っております。

さて、34年ぶりとなる円安・ドル高水準が続く中、海外での稼ぎが多い企業や、インバウンド(訪日客)の誘客にとって円安は追い風となる一方で、原材料やエネルギーで輸入依存度の高い企業の経営を直撃しております。中小企業では製造工程の見直しや調達先の変更などの工夫で乗り切る構えですが、対策にも限界があり、コスト増分の価格転嫁も進んでいない状況でございます。

円安対策として、海外資産を本国に送金する日本企業の法人税を減税する「リパトリ減税」が導入される可能性が出てきております。外貨を国内に還流

させて円への交換を促す狙いがあり、6月にまとめる経済財政運営の指針「骨太の方針」に内容が盛り込まれるか注目されているようでございます。

日本の経済力からみて「適正な為替水準は120-130円」で、政府と日本銀行が協調して政策を打てれば理想だと思っております。

法人会の理念は「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」と明記されております。

令和6年度も、税の啓発活動や地域に密着した社会貢献活動に対しこれまでと同様に、そしてアフターコロナ社会に適応した新しい形も取り入れながら積極的に取り組んでまいりたいと思っております。さらに、青年部会による小学生向けの「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」、税制税務委員会による「税の川柳コンクール」にも力を入れていきたいと考えております。

また、法人会活動の更なる充実に努め、喫緊の課題である会員増強の推進と福利厚生制度の充実を図り「財政基盤の強化」に努めてまいりたいと思っております。

この組織の更なる活性化を図るには会員の皆様方の法人会活動へのご理解・ご協力が不可欠です。何卒、法人会活動への積極的なご参加をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝、企業の益々のご発展を心よりお祈り申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。



開会の辞: 木村副会長 宮治副会長 矢島副会長 柴野副会長 松本監事 川村副会長 司会: 濱副会長

第 13 回 通 常 総 会

祝 辞



中野税務署長
中村 竜司

ただいまご紹介いただきました、中野税務署長の中村でございます。

本日は、公益社団法人中野法人会『第13回通常総会』及び『感謝状贈呈式』にお招きいただき、誠にありがとうございます。

横山会長をはじめ、役員並びに会員の皆さまには、平素より税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

ただいまの総会におきまして、令和5年度の事業報告をはじめ、上程された全ての議案が滞りなく可決・承認されましたことを、心からお喜び申し上げますとともに、表彰を受けられた皆さまにおかれましては、栄えあるご受章を心からお祝い申し上げます。

昨年度の貴会の活動を振り返りますと、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に変更され、様々な制約が緩和される中、支部による部会活動を再開されるなど、徐々にコロナ禍前の事業活動の回帰に取り組まれた一年間であり、「税に関する絵はがきコンクール」の募集活動や、「租税教室」の開催など、税知識の普及と納税意識の高揚に資する活動に、大変積極的に取り組んでいただきました。

「絵はがきコンクール」では、管内3校の小学校の児童から、167点もの作品を応募いただき、私も署長賞を選定させていただくことができました。

署の駐車場を開放しての「にぎわいフェスタ」では、税金クイズを開催され、多くの児童・生徒が熱心に司会者の話に耳を傾けている様子を伺うことができました。

そのほか、貴会におかれましては多くの研修

会や税に関する各種広報活動などにも積極的に取り組んでいただいております。

皆さまの精力的で、地域社会に密着したこれらの活動は、私ども、税務行政に携わる者にとりましては、大変心強い限りであり、ここに、皆さま方のご尽力と、熱意ある活動に対しまして、改めて、深く敬意を表しますとともに、心よりのお礼を申し上げます。

今後とも地域に根差した、貴会ならではの魅力ある事業を展開していただけることとご期待申し上げます。

私どもといたしましても、今後とも皆さまと密接に連絡・協調を図り、会活動がより一層充実したものとなりますよう、できる限りの支援をさせていただく所存でありますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

さて、中野税務署は先月20日より、中野駅南口の住友不動産中野駅前ビル6階での執務を開始しています。最新のオフィスビルで旧庁舎とは勝手が異なり、日々戸惑うことも多いですが、納税者の皆さまが戸惑うことのないよう、これまで以上に丁寧な周知・広報に取り組んでまいり所存です。

また、中野税務署においては、7月10日より、一部の内部事務を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしており、管内の納税者の皆さまが、申告書や各種申請書、届出書等を郵送等で提出する場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛てに送付していただくようお願いいたします。

貴会の皆さまには、こうした施策についての周知・広報をはじめ、税務行政に対しまして、一層のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人中野法人会の皆さまの益々のご発展と、本日ご列席の皆さま方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、わたくしの挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。



中野都税事務所長
白石 真一

東京都中野都税事務所長の白石でございます。

公益社団法人中野法人会第13回通常総会の全ての議案が滞りなく承認されましたことを、心よりお慶び申し上げます。

そして、この度表彰をお受けになられました皆様、受賞誠にめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。長年にわたり法人会や地域の活動に熱心に取り組まれ、また、日頃より私共税務行政への様々なお力添えを頂いている方々でございます。そのご功績に敬意を表しますとともに、今後益々のご活躍をご期待申し上げます。

横山会長をはじめ役員、会員の皆様方には、日頃より都政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税務行政に対しましては、適正な申告納税や電子申告の普及啓発活動へのご尽力、会報への都税広報記事の掲載や各種イベントでの広報協力、また、次世代を担う子供たちへの租税教育としての絵はがきコンクールや租税教室の実施など、格別のご協力をいただいております。改めまして感謝申し上げます。

さて、東京都主税局では、令和2年に「主税局ビジョン2030」を策定し、内容を更新しながら納税者へのクオリティ・オブ・サービスの向上及び、税務行政の構造改革に努めているところでございます。その一つの柱となるのが、キャッシュレス納税の推進です。

キャッシュレス納税は、納税者の利便性を抜本的に向上さ

せることに加え、社会全体の生産性向上につながるものであるため、都民や事業者の皆様からの期待も高く、本ビジョンにおける重要施策の一つとして位置付けられています。

キャッシュレス納税比率は年々上昇傾向にあり、令和4年度では46.2%となっており、令和5年度も2.5%程度上昇する見込みです。

しかしながら、東京都の調査においては、日常的な支払いにおけるキャッシュレスの利用率は55%を超えており、キャッシュレス納税比率はこれよりも10%近く低い水準となっております。都税の納付もキャッシュレスで可能であるということが、十分に納税者に認知されていないという課題があると認識しております。

中野都税事務所でも、キャッシュレス納税普及への取り組みをさらに強化し、納税比率の上昇に向けて、関係団体との連携のもと様々な広報媒体を活用したPRを進めてまいります。

中野法人会におかれましても、キャッシュレス納税推進に御協力を賜りたいと存じますので、何卒お願い申し上げます。

なお、6月は固定資産税・都市計画税(第1期分)の納付時期となっております。口座振替、クレジットカード、スマートフォン決済アプリなどのキャッシュレス納付が便利でおすすみですので、ぜひご利用ください。

私ども中野都税事務所では、職員一同、納税者の立場に立ち、これまで以上に丁寧で分かりやすい説明に努め、親切できめ細やかな対応を心がけながら、適正・公平な賦課徴収を進めてまいります。今後とも、皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄をご祈念申し上げます。私の祝辞とさせていただきます。



中野区役所
文化・産業振興担当部長

高村 和哉

中野法人会の通常総会の開催、そして感謝状贈呈式の開催、誠にめでとうございます。中野区長 酒井直人が公務のため代理でご挨拶申し上げます。中野区文化・産業振興担当部長の高村でございます。

横山会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素より中野区政に対してご理解と厚くご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

また、にぎわいフェスタをはじめとした各イベントでの税金クイズや区内小学校での租税教室の実施などなど、地域への貢献活動にもさまざまご尽力いただいております。中野区としても大変ありがたく、また心強く思っております。改めて感謝申し上げます。

中野駅周辺の様相が大きく変わりつつあります。5月7日には、区役所の新庁舎が開庁いたしました。100年に1度といわれる中野駅周辺の再整備が進んでおります

が、いかにして賑わいを創出し、活力と経済効果を区内全体へ波及させていけるかは、ここからが肝心であり、また正念場であると考えております。

一方、皆様ご承知のとおり、社会経済の動向は、記録的ともいえる円安の状況や物価高騰が続いており、区内の中小企業や区民の生活は全般として、厳しくまた難しい局面にあると認識しております。こういった状況も踏まえ、中野区は、本年2月に新たな産業振興方針を策定しました。当方針に基づき、産業振興、商業振興、各地区のまちづくり、都市観光の取組を着実に進めていく決意しております。

日頃より区長の酒井が申しておりますが、中野法人会の皆様をはじめ、「人」と「つながり」が中野区の大きな財産であり、強みであると考えております。皆様と中野区のとつながりを一層強め、皆様とともに、安心して暮らし、営み続けることができる中野の実現に尽力してまいります。何卒一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、中野法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を心から祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にめでとうございます。

(第2部) 令和5年度・功労のあった支部・個人・団体の皆様を表彰



~~~~~ 受彰者の皆様 ~~~~~



全法連功労者表彰受彰者(谷津氏)



東法連功労者受彰者(矢島氏)



東法連永年勤続表彰受彰者  
(山岡氏)



(堀井氏)



東法連会員増強功労者表彰受彰者  
(吉永氏)



(内山氏)



会員増強優秀支部(第5支部)・努力支部(代表)



経営者大型総合保障制度推進表彰



組織委員会推薦感謝状



厚生共益事業委員会感謝状

## (第3部) 盛大に華やかに懇親パーティー



~~~~~ 会長・副会長・ご来賓の皆様 ~~~~~



食品ロスの提言:
大島女性部会長



乾杯:
矢島副会長



~~~~~ 第3部 祝賀会に参加された皆様 ~~~~~ ~ 中締:川村副会長 ~

受彰された皆様、大変におめでとうございます。

令和5年 全法連・東法連表彰関係

(敬称略)

(令和6年6月12日・明治記念館・通常総会にて)

- ◎全法連功労者表彰受彰者(中野法人会推薦) 谷津 和広
◎東法連永年勤続表彰受彰者(中野法人会推薦) 山岡 修治 堀井 昭子
◎東法連会員増強功労者表彰受彰者(中野法人会・組織委員会推薦) 古屋 通 吉永 喜淵 内山 翔人
◎東法連功労者表彰受彰者 矢島 友伸



(会場の明治記念館)

令和5年 公益社団法人 中野法人会関係

(敬称略)

(令和6年6月6日・リーガロイヤルホテル・通常総会にて)

会員増強推進表彰

「支部表彰の部」

- (組織委員会推薦)
〔最優秀支部賞〕 該当なし
〔優秀支部賞〕 第5支部
〔努力支部賞〕 第1支部、第2支部、第3支部、第4支部、第6支部 第7支部、第8支部、第9支部、第10支部



「個人表彰の部」

- 新井 建喜 吉永 喜淵 内山 翔人 渡邊 寛和 斎藤 英一 梅原 裕之 竹下 芳
長谷川 潤 平澤多香子 酒井 一男 古屋 通 村田 和彦 牧野 和典 木村栄太郎

〔大同生命保険(株)新宿支社〕 西田 早苗 三田美紀子 並河さやか

- (組織委員会推薦)
〔感謝状〕 ・大同生命保険(株)新宿支社 ・AIG損害保険(株)首都圏地域事業本部

令和5年度 経営者大型総合保障制度推進表彰

「上期表彰分」

(令和5年9月6日・中野セントラルパークカンファレンスB1)「地区長合同会議」にて済

- ◎新規加入企業獲得数達成：第8支部

「下期表彰分」

(令和6年6月6日・リーガロイヤルホテル)「通常総会」にて

- ◎新規加入企業数獲得数達成：第1支部・第5支部
◎取扱企業数達成：第1支部・第5支部

- (厚生共益事業委員会推薦)
〔感謝状〕 アフラック生命保険(株)東京総合支社様

令和5年度 地域社会貢献賞

- (公益事業委員会推薦)
〔感謝状〕 木村栄太郎 矢島 友伸 宮治 誠人 川村 能正 高野 允雄 新井 建喜
滝口 智 竹下 芳 酒井 一男 鈴木 浩司 相澤 勉 久保 仁
間野 忠 武井 柁樹 平澤 良二 浅井 環 下田 恭子 渡邊 寛和
安田 一也 内野大三郎 阿部豊太郎 古屋 通 上山 一彦 岩崎 充利
櫻井 正人 佐藤 正則 上田 命 山田 祐司 立川 典男 三好 正市
吉田 昌平 金子 裕次 米持 大介 吉永 喜淵 佐野 哲平 加藤 信行
大滝 雄介 内山 翔人 荒川 涼子 鳥居憲太郎 高須 英和 小高 龍一
神尾雄一郎 小林 聖明 秋山 和亮 阪従 柁平 蓮實 健太 出井 良輔
大島 昭子 高野 郁子 深澤 久子 遠藤めぐみ 平澤多香子 田畑喜久子
松原美紀子 清水 和美 山田ゆかり 熊澤 靖子 阿部 智子 野瀬山麻子
藤田由佳里 谷津かおり 須藤 晴美



お楽しみ抽選会 ～ 総会後の抽選会、会場は熱気に包まれて～







# 都 税 だ よ り



中野都税事務所

## 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者<br>・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 対象設備 | 次の要件を満たすもの<br>①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの<br>・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。<br>②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。)<br>*空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機)<br>*照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具)<br>*小型ボイラー設備(小型ボイラー類)<br>*再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム) |
| 減免額  | 設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免<br>ただし、当期事業税額の2分の1が限度<br>※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可                                                                                                                                                                                 |
| 対象期間 | (法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用<br>(個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用                                                                                                                                                                                                                                  |
| 減免手続 | 減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。<br>なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。                                                                                                                                                                                                 |

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください



主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

### 【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・ 所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
  - ・ 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・ 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
  - 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
  - ・ 地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
  - ・ 導入推奨機器 03-5990-5087

## 都税の納付はキャッシュレスで!



都税 キャッシュレス

検索

中野都税事務所  
03-3386-1111(代)

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報「税の豆知識」は、昨年NHKテレビの「クローズアップ現代」でも取り上げられたトレーディングカードの価格急騰について説明します。

株式会社ポケモンの「ポケットモンスターカードゲーム」(以下「ポケカ」という。)は、本格的トレーディングカードゲーム(以下「TCG」という。)として日本で最初に登場した製品であり、26年以上の歴史を誇っています。このポケットモンスターカードを巡って全国で窃盗事件が多発しておりますが、事件の背景にはカード人気の過熱で、希少品が高額で取引され投資の対象になっていることにあるようです。

### 1. ポケットモンスターとは?

ポケットモンスターは、1996年2月に販売が開始されたゲームボーイ用のゲームソフトから派生したテレビアニメ、グッズ、映画などで多展開したコンテンツの総称で、ポケカは1997年から始まりました。

このポケカは、ポケモンのキャラクターが描かれたカードを、1プレイヤーが60枚のカードを持って1対1の対戦をする方式です。

ポケモンのキャラクターは全世界で人気が出ましたが、当初、カードゲームは爆発的なブームにはならず、火がついたのは6年前ぐらいのようです。

### 2. 爆発的なブームのきっかけは?

ポケモンの爆発的なブームのきっかけは、16年前から始まった携帯電話の位置情報を使った「ポケモンGO」だそうです。それまで若い男性を対象としていましたが、ポケモンのキャラクターを探して見つけることが流行となって、老若男女が興味を持つようになりました。

その後、ゲーム性だけではなくカードの大会で配布される非売品や、初版で間違っただま印刷されて第2版で間違いが修正されたことで初版の希少価値が出るなど、カードのコレクションとしての価値が上がったようです。

### 3. ポケットモンスターカードとは?

ポケットモンスターカードは、ゲームソフト「ポケットモンスター」シリーズの世界観を対戦型のゲームにする際に使用するトレーディングカードのことですが、イラストだけではなくポケモンについての解説、ポケモンの繰り出す技や強度についてのスペック(性能)の情報も記載されています。株式会社ポケモンのホームページによると、ポケットモンスターカードの製造累計は2023年3月末で89の国と地域(14言語)で529億枚以上です。通常は中身が見えないようにパッケージされています。

### 4. カードの値段は?

ポケットモンスターカードは、株式会社ポケモンが発売しているトレーディングカードであり、現在のパックの希望小売価格は、通常の拡張パックが1パック(5枚入り)180円、強化拡張パックが1パック(6枚入り)260円、ハイクラスパックが1パック(11枚入り)550円です(特殊なパックは他の値段のものもあります)。

この値段だけを見るとごく普通のトレーディングカードですが、こうしたパックから、シングル価格(トレーディングカードショップでカードを1枚ずつバラで購入するときの価格)で1枚数万円にもなるカードがまれに出て来ます。

さらに、希少な昔のカードでは、シングル価格が1枚数十万円から数百万円になるものもあります。過去の高額カードは年々値段が上がっていく傾向にあり、さらに、カードを求める人が増えて品薄になるためプレミア価格がつくようになって来ています。

これは、株などと同じように投機目的でポケットモンスターカードを購入したり、買ったカードを少し寝かせて、他人より高い値段で転売する人が増えてくるという、他のトレーディングカードではあまり見られない現象が起きているようです。



## 5. カードが高騰する理由

ポケットモンスターカードが高騰したり、品薄になっていたりする事情を理解するには、まず、トレーディングカード特有の「パラレル」や「絵違い」といった概念を知る必要があるみたいです。

TCGプレイヤーなら当たり前の知識のようですが、TCGには、同じ名称と効果を持つカードながら、絵や加工が違う複数のバージョンのカードが存在することが多く、それらを一般に「パラレル」や「絵違い」などと呼ぶそうです。

ポケカは、3年ごとにサブタイトルが変わり、使えるカードが入れ替わりますが、ポケカが爆発的にブレイクしたのが、「サン&ムーン」という名称のゲーム2年目の2018年です。その時にポケカが品薄になり、なかなか買えなくなりました。そこで株式会社ポケモンは生産体制を増強し、品薄状況も改善されました。

しかし、「サン&ムーン」の次の世代の「ソード&シールド」が始まったタイミングで、コロナが広がりました。それまではポケカをプレイするユーザーが増えて、パックの売れ行きも向上していました。

プレイヤーが自分のデッキの切り札を絵違いのカードにするために買っていました。コロナ禍によってポケカを対戦できる場所がなくなり、ポケモンが好きだった人が、好きなポケモンのカードを持っておきたい、集めたいというコレクション目的の人が出始めました。

カードは以前から、ゲームに使う人や、趣味で集める人の間で人気が高い状況でした。近年はカードを買い集めるユーチューバーらの影響で、これまでより格段に注目が集まるようになりました。180円程度で買えるカードの中から高値で売却できるものが出てくることもあり、転売目的で買ったり、宝くじ感覚で買ったりする人の数が膨れ上がっているそうです。

## 6. 確定申告をお忘れなく

中古市場では、希少性の高い1枚1億円もするようなカードもあり、副業として転売をする人もいるようですが、転売の利益を雑所得として確定申告をすることを忘れないようお願いいたします。



## 「花火の掛け声」

夏の夜空に咲く花火。湧き上がる拍手や歓声に混じって「たまや〜」という掛け声がかかります。

紀元前3世紀頃、中国における火薬の発明は戦の武器でした。やがて通信手段のノロシとして夜にも使われ、花火の原形がこれです。

日本では種子島の鉄砲に使われた火薬が花火に発展し、江戸時代に開花しました。最初は日本橋の花火師「鍵屋」が独占していましたが、暖簾分けを受けた両国の玉屋市兵衛が「玉屋」を名乗り、墨田川の上流を玉屋、下流を鍵屋が担当し二大花火師の競演となりました。これを応援する掛け声が「たまや〜」「かぎや〜」でした。



## 7月の税務と労務

- ・ 国税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- ・ 国税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付 7月10日
- ・ 国税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月16日
- ・ 国税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- ・ 国税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- ・ 国税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- ・ 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- ・ 労務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日

## 8月の税務と労務

- ・ 国税／7月分源泉所得税の納付 8月13日
- ・ 国税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 9月2日
- ・ 国税／12月決算法人の中間申告 9月2日
- ・ 国税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 9月2日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告 9月2日
- ・ 地方税／個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- ・ 地方税／個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日

# 支部だより

## 支部税務研修会 (4/23&4/24)

### テーマ「令和6年度 税制改正」

令和6年4月23日、24日に支部独自の税務研修会を中野税務署より木村調査官を講師として招聘し開催いたしました。

23日に中野法人会館に於いて第4・5支部、15名、24日に西京信用金庫沼袋支店に於いて第2支部、

16名のご参加をいただきました。主に税制改正ポイントを丁寧に解説いただき大変よく理解ができた研修会となりました。

ご参加された会員の皆様は熱心に聴講しておりました。



4月23日 第4・5支部 (於：中野法人会)



4月24日 第2支部 (於：西京信用金庫沼袋支店)



木村調査官

### 《第4・5・7支部》

### ◆ 日帰りバス研修会 ◆ (5月15日(水) 宇都宮ライトレール&大谷資料館)



~~~~~ 宇都宮ライトレール前 ~~~~~



~~~ 日帰りバス研修会のスタートです ~~~



~~~~~ 茶寮やすのにて昼食 ~~~~~



~~~~~ 大谷資料館前 ~~~~~



~~~~~ 地下採掘場跡 ~~~~~



~~~~~ 平均気温は約8℃の中、見学 ~~~~~



## 税務署だより

## 中野税務署管内の皆さまへ

- 令和6年7月10日以降、税務署の一部の内部事務（申告書の入力処理や電話・文書による照会など）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。
- 申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送で提出される場合は、下記の業務センター宛てに送付していただきますよう御協力をお願いいたします。

## 書類の送付先が変わります

令和6年7月10日から「東京国税局業務センター大手町分室」において、四谷税務署・新宿税務署・大森税務署・蒲田税務署・雪谷税務署・中野税務署の一部の内部事務（※）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

**令和6年7月10日以降、上記各税務署管内の皆様が申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。**

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

## 宛先

〒100-8156（※電話番号ではありません）東京都千代田区大手町1丁目3番3号  
東京国税局業務センター大手町分室

| 対応業務                      |        | 税務署                             | 業務センター                                           |
|---------------------------|--------|---------------------------------|--------------------------------------------------|
| e-Tax（データ）で申告             |        | ○                               | ×                                                |
| 書面で申告                     | 持参して提出 | ○<br>管轄税務署の窓口や<br>時間外収受箱に提出できます | ×                                                |
|                           | 郵送で提出  | —                               | ○<br>業務センターで申告書の入力処理を行うため、<br>業務センター宛てに郵送をお願いします |
| 電話・面接による税務相談              |        | ○<br>事前に予約が必要です                 | ×                                                |
| 申告書や申請書の窓口備付けや<br>郵送による送付 |        | ○<br>従前どおり対応しております              | ×                                                |
| 納税証明書の交付<br>現金による国税の納付    |        | ○<br>従前どおり対応しております              | ×                                                |
| 業務センターからの電話や<br>文書による照会   |        | —                               | ○<br>責任者名が税務署長のほか<br>東京国税局長となる場合があります            |

## 《ご留意いただきたい事項》

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただけますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 電話による税務相談や申告書、申請書及び添付書類等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書によりお問合せをさせていただいております。

内部事務のセンター化は  
こちら⇒



令和6年4月

税 東京国税局・税務署

# 部 会 だ よ り

## 《青年部会》 ◆ 第1回研修会・第44回定時総会を開催 ◆ (4月5日 於:法人会館)

4月5日、第1回研修会及び第44回定時総会が法人会館で行われ、木村調査官より「令和6年度税制改正」について研修して頂きました。総会ではご来賓として、金高副署長を始め署の幹部の

皆さまをお迎えして開催され、今回、4名の方が卒業され、卒業された皆様には記念品が贈呈されました



米持部会長



“令和6年度・税制改正”の研修会



卒業の皆様



懇親会の風景

## 活発な事業・研修(税関係)を展開!!

### 青年部会独自で“租税教室”を実施!

5月8日(水)  
区立谷戸小学校  
6年1・2組



講師:吉永氏、小高氏 カルタ:秋山氏、上田氏

宮内校長先生と

5月29日(水)  
区立鷺の杜小学校  
6年1・2・3組



講師:米持氏、吉永氏、高須氏、秋山氏 カルタ:米持氏、吉永氏

武智校長先生と

## 《女性部会》 ◆ 第18回全国女性フォーラム ◆ (4月18日 広島大会)



4月18日女性フォーラム広島大会が広島グリーンアリーナで開催され、大島部会長、平澤副会長、熊澤幹事が参加されました。



女性フォーラム会場内における風景

## 《女性部会》 ◆ 第1回研修会・第43回定時総会を開催 ◆ (4月8日 於:法人会館)

4月8日、第1回研修会及び第43回定時総会が法人会館で行われ、木村調査官より「令和6年度税

制改正」について研修して頂きました。総会ではご来賓として、星川第1統括官を始め署の幹部の皆さまをお迎えして開催されました。大島部会長が議長席につき、令和5年度事業報告・収支決算報告、令和6年度事業計画・予算の件が審議され何れも承認可決されました。



大島部会長



研修会の様子



# 部会だより

## 《青年部会》

### 東法連青連協第4ブロック“健康経営イベント”

令和6年5月11日(土) 於：昭和記念公園



~~~~~ 応援頂いた第4ブロックの皆様 ~~~~~



~~~~ 参加された皆様 ~~~~



~~~~ 歩数競争 ~~~~



~~~~ 午後はBBQ ~~~~



個人部の9位入賞(佐野副部長)

### 第48回 わんぱく相撲大会

令和6年5月26日(日) 於：中野区立総合体育館



~~~~~ 応援頂いた皆様 ~~~~~



～ 受付はこちらです ～



~~~~~ ラリー形式で税金クイズを実施 ~~~~~

解答とお土産はこちらです



## 会員事業者紹介

はーもにーういんぐしか

### ハーモニーウイング歯科

業種：歯科医院(歯科・矯正歯科・口腔外科・小児歯科)

**代表者** 本郷 貴士 (ほんごう たかし)  
**所在地** 〒164-0012 中野区本町1-32-4  
 ハーモニーウイング6F  
**TEL** 03-5334-7890  
**FAX** 03-5334-7891  
**URL** <https://harmonywing-dc.info>



企業紹介

中野坂上交差点、ハーモニースクエア内、マクドナルド上6階の歯科医院です。地域に根ざし、安心、安全、確実な治療を行なっています。歯のお悩みをお気軽にご相談ください。

しらかわしょうじかぶしがいしゃ

### 白川商事株式会社

業種：不動産

**代表者** 白川 紘司 (しらかわ こうじ)  
**所在地** 〒164-0013  
 中野区弥生町1-39-3  
**TEL** 03-3378-0511  
**FAX** 03-3378-6547  
**URL** <https://www.shirakawa-syoji.jp/>



企業紹介

創業 昭和36年(1961年)  
 不動産のことなら信頼と実績の当社までご相談ください!

かぶしがいしゃ せれもにー

### 株式会社 セレモニー

業種：葬祭業

**代表者** 秋野 圭崇 (あきの よしたか)  
**所在地** 〒164-0003  
 中野区東中野3-17-15  
**TEL** 03-3360-1851  
**FAX** 03-6279-2255  
**URL** <https://ceremo.jp>



企業紹介

1979年に創業以来、年間800件以上の実績を持つ私達だからこそ、確かな葬祭サービスを提供できます。



↑詳しくはこちら

ゆうげんがいしゃ みるきーわーるど

### 有限会社 ミルキーワールド

業種：漫画、イラスト制作

**代表者** 黒田 比呂子 (くろだ ひろこ)  
 (ペンネーム/森園みるく)  
**所在地** 〒165-0024 中野区松が丘1-22-20  
**TEL** 03-5942-8102  
**FAX** 03-5942-8104  
**URL** (森園みるくPOTOFU) <https://potofu.me/morizonomilk>



メルアド



ランサーズ



ココナラ



YouTube  
 アムールなぐチャンネル



SUZURI  
 (グッズ販売)

企業紹介

企業様・個人様向けに、企業や製品の説明漫画やイラスト、名刺用イラストなどのお仕事を募集しています。